

改正案	現行
<p>（弊害防止措置）</p> <p>第十一条 証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 特定譲渡人（特定譲渡人が法人である場合に限る。以下この号において同じ。）との間で資産対応証券の募集等の取扱いに関する契約を締結することを条件としてその親法人（法人が当該特定譲渡人の総株主の議決権（証券取引法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもって所有している場合における当該法人をいう。）又は子法人（当該特定譲渡人が他の法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人をいう。）がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該特定譲渡人が当該顧客との間で当該契約を締結すること（証券取引法第四十五条第二号に掲げる行為を除く。）。）。</p> <p>二（略）</p>	<p>（弊害防止措置）</p> <p>第十一条 証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 特定譲渡人（特定譲渡人が法人である場合に限る。以下この号において同じ。）との間で資産対応証券の募集等の取扱いに関する契約を締結することを条件としてその親法人（法人が当該特定譲渡人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもって所有している場合における当該法人をいう。）又は子法人（当該特定譲渡人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人をいう。）がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該特定譲渡人が当該顧客との間で当該契約を締結すること（証券取引法第四十五条第二号に掲げる行為を除く。）。）。</p> <p>二（略）</p>

[